

キリシタン^{きんせいこうさつ}禁制高札

●所在地／灘町 キリスト教団郡中教会

●所有者／キリスト教団郡中教会

この高札は、縦 36.5cm、横 61cmの木板に白字で書かれた大洲^{おおず}県時代の貴重な文化財である。明治4年（1871）7月、^{はいはんちけん}廃藩置県によって大洲県が成立し、^{だじょうかんふこく}キリシタン禁制の太政官布告を受けて、大洲県が禁制を固く守るよう定めたものである。

^{けいおう}慶応4年（1868）3月14日、^{こかじょう}明治新政府の^{こせいもん}五箇条の御誓文が発せられ、その翌日に遵守すべき^{ごぼう}「五榜の^{けいじ}掲示」が掲げられキリシタン禁制が続けられた。藩から変わった県が明治政府の直轄統治下に編入され、これに従ったことを示す高札である。

この高札は、もともと^{なだまち}灘町^{ぐんちゅう}広場通りの郡中町役場にあったもので、元郡中町^{とよかわわたる}長豊川^{とよかわわたる}渉が所持していた。昭和5年（1930）郡中教会が建設された際に、その家族から当教会に寄贈された。

